

市税を一時に納付できない方のために 納税の猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ①市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ②納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③換価の猶予を受けようとする税以外の市税に滞納がないこと
- ④納付すべき市税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「職権による換価の猶予」があります。

徴収の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

- ①次のAからEのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
- ②猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること
- ③申請書が提出されていること
- ④原則として、担保の提供があること

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の猶予特例基準割合を超える分の延滞金が免除されます（災害等は除く）。
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ①「換価猶予の申請書」又は「徴収猶予の申請書」
- ②資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③担保提供に関する書類

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供する必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が50万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができる」と認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間中に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のと通りの納付がない場合
- ・ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合など

●申請書の書き方などについては、気軽に収納対策課職員におたずねください。

●市税を納期限までに納付できない場合には、お早目に収納対策課にご相談ください。

市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

※問い合わせ先：洲本市財務部収納対策課 TEL0799-22-3321